

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程）

総務課

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月16日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により制定したもので、同条第2項の規定により報告する。

1 訓令の概要（沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程）
会計年度任用職員の報酬に関して必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 制定の経緯及び必要性

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬に関して必要な事項を定める必要がある。

3 制定の概要

会計年度任用職員の報酬に関して必要な事項について定める。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令

- (1) 地方公務員法第24条第5項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条
- (3) 地方自治法第203条の2第5項
- (4) 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- (5) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則

6 添付資料 別紙のとおり

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職)

第2条 条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 外国語指導助手
- (3) スクールカウンセラー
- (4) スクールカウンセラーに準ずる者
- (5) スクールソーシャルワーカー
- (6) スクールソーシャルワーカーに準ずる者

(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)

第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級
離島児童生徒支援センター生活指導員	行政職給料表	1級
保健指導員	医療職給料表(3)	2級
情報処理教育指導員	行政職給料表	2級
県立高等学校就職支援員	行政職給料表	2級
特別支援教育支援員	行政職給料表	1級
適応指導教室指導員	行政職給料表	1級
特別支援学校看護師	医療職給料表(3)	2級
幼児教育アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
小中アシスト相談員	教育職給料表(3)	2級
学校運営アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
部活動指導員（沖縄県立高等学校に勤務する者に限る。）	教育職給料表(2)	2級
部活動指導員（沖縄県立中学校に勤務する者に限る。）	教育職給料表(3)	2級
親子電話相談員	行政職給料表	2級
図書館活動奉仕員	行政職給料表	1級
図書館情報処理員	行政職給料表	1級

沖縄県生涯学習コーディネーター	行政職給料表	2級
家庭教育支援リーダー	行政職給料表	1級
埋蔵文化財資料整理員	行政職給料表	1級
史跡・埋蔵文化財調査員	行政職給料表	2級
文化財調査員	行政職給料表	1級
史料編集業務員	行政職給料表	2級

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。